

出生時両立支援助成金を受給予定の事業主の皆様へ

支給申請期間にご注意ください！！

平成28年4月1日付けで両立支援等助成金制度が改正され、「**出生時両立支援助成金**」が新たに創設されました。

この助成金は、**男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成**します。

1. 主な要件 ※詳細についてはお問い合わせください。

- ①雇用保険適用事業所の事業主であること
- ②過去3年以内に連続した14日以上（中小企業事業主にあつては5日以上）の育児休業を取得した男性労働者が生じていないこと
- ③平成28年4月1日以後かつ④の男性労働者の育児休業の開始日の前日までに、たとえば以下のような、男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組を行っていること
 - (イ) 男性労働者を対象にした、育児休業制度の利用を促進するための資料等の周知
 - (ロ) 管理職による、子が出生した男性労働者への育児休業取得の勧奨
 - (ハ) 男性労働者の育児休業取得についての管理職向けの研修の実施
- ④雇用保険被保険者として雇用する男性労働者に連続した14日以上（中小企業事業主にあつては5日以上）の育児休業を取得させたこと
 - ただし当該育児休業は、子の出生後8週間以内に開始していること
 - 同一の子に係る育児休業を複数回取得している場合であっても、支給対象は当該育児休業のうちいずれか1回のみです。
- ⑤育児・介護休業法に基づく育児休業制度及び所定労働時間の短縮措置（育児短時間勤務制度）を労働協約または就業規則に規定していること。
- ⑥次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、本社が所在する労働局へ届け出て、公表し、周知していること

2. 支給金額

大企業の事業主：30万円 ※2人目の対象労働者からは15万円

中小企業事業主：60万円 ※2人目の対象労働者からは15万円

3. 支給申請期間

対象労働者の育児休業開始後14日（中小企業は5日）を経過する日の翌日から2か月間

※対象労働者の育児休業開始から2か月強で支給申請期間が経過してしまうため、支給申請を行う場合、時機を逸することのないようご注意ください。

※特に、対象労働者の育児休業期間が14日（中小企業は5日）超である場合は、対象労働者の育児休業中に支給申請期間が到来するため、支給申請期間についてご留意

ください。

例 育児休業期間：平成28年4月2日～平成28年12月31日

支給申請期間：（大企業の場合）平成28年4月16日～平成28年6月15日
（中小企業の場合）平成28年4月7日～平成28年6月6日

4. 参考資料

- ◆支給要領は[こちら](#) ※厚生労働省ホームページへリンクしています。
- ※第1共通要領と8（2）出生時両立支援助成金の項目をごらんください。
- ◆支給申請書様式は[こちら](#)
- ◆Q&Aは[こちら](#)
- ◆男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りの取組の例となる、周知リーフレット例は[こちら](#)

お問い合わせ先：沖縄労働局 雇用環境・均等室
所在地：〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎1号館3階 ②窓口
電話：098-868-4403

※「出生時両立支援助成金について」とお伝えください。